

## 指導医認定開始について

一般社団法人日本内分泌外科学会  
会員各位 殿

平素は、本会及び専門医制度へのご理解と、ご協力賜りまして感謝いたしております。

皆様、ご存知のように、日本内分泌外科専門医制度（旧日本内分泌・甲状腺外科学会専門医制度）認定の内分泌外科専門医は、日本外科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会（順不同）を基盤とするサブスペシャリティ領域であることが各三学会に認められております。また、日本専門医制度機構（以下機構）にも、前述のサブスペシャリティ領域であることが認定されております。

機構によるサブスペリティ領域の役割や内容は細かく規定されており、一昨年から機構への対応を継続してまいりました。その中に、指導医の認定と役割の具体化を行うことがはっきり規定されており、当専門医制度でも実現すべく議論を重ねてまいりました。今までは、本専門医制度では指導医に規定がなく、専門医の先生方に専攻医の指導をお願いしてまいりましたが、機構の規定では指導医が専攻医を指導する立場であり、専門医は指導者ではないとの立場であります。

その結果、以下の条項を追加して指導医を本専門医制度でも正式に発足する運びとなりました（HP に最新版がございます）。

本則

### 第 14 章 指導医

#### 第 45 条 指導医の役割（細則 第 5 章）

- 1 認定（関連）施設における内分泌外科領域研修カリキュラム管理責任者であり、カリキュラムの作成、運営、管理を担う。
- 2 内分泌外科領域専攻医の採用・修了判定につき最終責任を負う。

#### 第 46 条 指導医の認定

1. 内分泌外科専門医であること
2. 1 回以上更新した内分泌外科専門医またはこれと同等と考えられる内分泌外科専門医（内分泌外科専門医制度委員会の承認を要する）。指導医認定には、別に定め実績を有すること（施行細則 19 条）。本資格は内分泌外科専門医である限り有効であり、指導医認定証を交付する。なお、指導医は広告ができない「役割」である。

細則

### 第 5 章 指導医

## 第 18 条 [指導医の役割]

1. 指導医は各基盤学会や内分泌外科学会の学術集会、それに準ずる内分泌外科関連領域の学会の学術集会などの機会にフィードバック法を学習し、より良い専門研修指導を目指す。
2. 終了判定のプロセスとして、専門研修カリキュラム修了時に、各指導医が到達すべき専攻医研修項目のチェックを行い、専門医認定試験受験の許可を与える。知識、病態の理解度、処置や手術手技の到達度、学術業績、プロフェッショナルとしての態度と社会性などを評価する。専攻医に対する評価は、他職種（看護師、技師など）のメディカルスタッフなど第三者の意見も取り入れて行うことが望ましい。

## 第 18 条 [指導医の申請]

1. 指導医申請および更新は、原則専門医更新時に同時に受け付ける。

## 第 19 条 [指導医の申請条件]

1. 指導医申請には、専門医更新に必要な業績以外に研究業績において内分泌外科領域に関する筆頭論文を 1 篇必要とする。細則第 7 条を満たし、筆頭論文であれば、専門医更新申請に用いた研究業績と重複できる。

## 第 20 条 [指導医の有効期限]

1. 指導医の有効期間は専門医の有効期限と同じとする。

今回は指導医認定を早急に行わなければならない事情から、指導医申請を別にさせていただいておりますが、今後は専門医更新の際に指導医更新も同時にできるようにいたします。したがって、現時点では指導医認定、更新に関しての費用発生は考えておりません。

皆様方には、何卒ご理解、ご協力いただきたくお願い申し上げます。すでに多くの専門医を 1 回以上更新した先生方からは申請賜りました。深く感謝申し上げます。

今後とも、本会及び本専門医制度の拡充のため、今まで通りのご協力、ご助言をお願い申し上げます。

令和 2 年 1 月吉日

日本内分泌外科学会専門医制度委員長

原 尚人

日本内分泌外科学会専門医制度資格認定小委員長

田中克浩